

公安委員会定例会議の概要

開催月日：令和6年10月11日（金）

出席者

○公安委員会

平川委員長、久家委員、板井委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、
首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、総務課長、監察課長、広報課長、
生活安全企画課長、生活安全捜査課長、警備運用課長、広報課次席、運転免許課聴聞官、
公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協議事項

○ 保有個人情報開示請求に対する決定について

警察本部から、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定による保有個人情報の開示請求に関して、開示請求者や開示請求年月日等についての説明がなされ、協議の結果、同請求に対して部分開示とすることを決定した。

○ 犯罪被害者等給付金（遺族給付金）の支給裁定について

警察本部から、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第11条第1項に基づく犯罪被害者等給付金の支給に関して、犯罪被害者、犯罪被害の概要、支給額等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり、同給付金を支給することを決定した。

○ 銃刀法に基づく受診命令に関する医師の指定について

警察本部から、銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3に基づく受診命令に関し、診断する医師を指定することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり、6名の医師を指定することを決定した。

○ 公安委員会に対する苦情に関する調査結果について

警察本部から、公安委員会宛てに送付された苦情の申出について、当該調査結果の説明がなされ、協議の結果、申出人に対する回答を決定した。

○ 運転免許の行政処分について

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等に関し、各事案概要、処分内容及び被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を決定した。

○ 警察職員等の援助要求について

警察本部から、天皇皇后両陛下の大分県行幸啓に伴う警衛につき、警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求に関して、援助要求理由、必要人員、期間等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり、警察職員等の援助要求を決定した。

報 告 事 項

- **職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について**
警察本部から、令和6年10月1日、大分県人事委員会により実施された、「職員の給与等に関する報告及び勧告」について、報告がなされた。
- **令和6年度全国警察柔道・剣道大会への出場について**
警察本部から、令和6年度全国警察柔道・剣道大会への出場に関し、開催日時・場所、チーム編成、組合せ等について、報告がなされた。
公安委員から「日頃の鍛錬の成果を存分に発揮していただきたい」旨の意見がなされた。
- **監察事項について**
警察本部から、監察事項について、報告がなされた。
- **ストーカー行為者等に対する対応状況・行政処分について**
警察本部から、令和6年7月から9月の間におけるストーカー・DV事案対応状況及びストーカー規制法に基づく文書警告等の実施状況について、報告がなされた。
- **第50回衆議院議員総選挙違反取締本部の設置等について**
警察本部から、第50回衆議院議員総選挙違反取締本部の設置等に関し、設置日や体制等について、報告がなされた。
公安委員から、「厳正な取り締まりと併せて、来県する要人に対する警護にも万全を期していただきたい」旨の意見がなされた。
- **令和6年9月末現在の交通事故発生状況等について**
警察本部から、9月末現在の交通事故発生状況及び薄暮時間帯の交通事故抑止対策について、報告がなされた。